

今月の視点

社会保険支払基金改革への疑問

常任理事 萬 忠雄

社会保険支払基金では、令和元年 5 月 15 日に成立した支払基金法を含む健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、これまでの支部完結型の業務実施体制から本部統一的な業務実施体制に見直すため、2021 年 4 月に各都道府県の支部を廃止し、職員によるレセプト事務点検業務は 2022 年度以降、順次全国 10 か所程度の審査事務センターに集約していくこととなった。理由は不合理な支部間差異を解消するためとされているが、実態は職員の削減による人件費削減と、審査に対する中央の権限強化と思われる。

保険審査における支部間差異に関しては以前より問題視されており、この検証のため、平成 21 年 8 月診療分のレセプト審査を査定率が低い山口支部と、査定率が高い福岡支部との交換審査(中立的立場として千葉支部が両県のレセプトを審査)が行われた。本会報平成 22 年 9 月号の「今月の視点」で述べたが、レセプト査定箇所は各支部バラバラであり、一支部のみで査定 86.7%、複数支部で査定 13.3%であった。この結果を踏まえ、予定されていた追加の検証はされず、支部間差異検討委員会による差異収斂となって現在に至っていた。今回の支払基金改革は、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「規制改革実施計画」により、支部の最大限の集約化・統合化を前提に、集約化の在り方(集約可能な機能の範囲、集約化の方法、集約化に伴う業務の在り方等)を早急に検証し、結論を得た上で公表する。あわせて、その検証結果を踏まえた法案を提出する。」とされたことによる。

これに沿って、実証テストが全国 3 か所で行われた。

第 1 組

集約支部：宮城

被集約支部：福島

実施期間：2018 年 6 月 8 日～8 月 9 日

第 2 組

集約支部：福岡

被集約支部：佐賀、熊本

実施期間：2018 年 7 月 10 日～9 月 7 日

第 3 組

集約支部：大阪

被集約支部：滋賀、京都、奈良

実施期間：2018 年 10 月 10 日～12 月 7 日

実証テストの実施結果は、平成 30 年 12 月 17 日に第 1 組と第 2 組について、そして令和元年 8 月 26 日に第 3 組について報告された。結果は、実証テスト期間中の原審査での査定率の低下、再審査に関しては大きな変動はなかった。原審査での査定率の低下は「職員と審査委員とのコミュニケーションの問題が生じたため」と予想通りの結果であった。

職員へのアンケート調査では、被集約支部職員の悲痛な声が多く寄せられ、医療機関からのアンケートでも返戻レセプトの遅延等 5.1%に障害があった。審査委員長会議(令和元年 10 月 10 日)でも「職員を移動(80%の職員が対象)させるのではなく、ITを利用して業務を効率化すれば良いのでは」、「気象条件の良い時の実証テストだけではなく、冬期で交通の不便なブロック(例えば

冬期の中国ブロック)での再実証テストをする必要がある」等々の意見が出されたが、支払基金本部の理事長の回答は「ITの使用は考えていない」、「再実証テストはしない」であった。「結論ありき」の委員長会議であり、変更はあり得ない状態であった。

全国の審査現場の職員、支部長、審査委員長のほとんどは今回の改定に不満を漏らしている。推進しているのは、保険者、規制改革会議のメンバー、厚労省医政局及び医政局から出向の理事長だけではないかと思う。日本医師会も現状では反対の立場である。

第二次世界大戦のビルマ戦線において、反対の多い無謀なインパール作戦を、ビルマ方面軍司令

官と、現地第 15 軍司令官の主張により強行した。その結果、参加した日本軍 10 万人以上のうち、戦死者 3 万人 (2 万人餓死)、戦病兵 4 万人の大損害を出して敗退したが、大本営を含め誰も責任を取らなかった。

孟子は作戦を成功させるためには「天の時、地の利、人の和」が必要と説いているが、インパール作戦にはそのすべてがなかった。

今回の支払基金改革作戦には、規制改革会議の声しか聞こえてこない。失敗すれば 70 年に及ぶ支払基金の組織は壊滅状態になると予想される。誰が責任を取るのだろうか？

「山口県の先端医療についての紹介」原稿募集

投稿規程

字数：1 頁 1,500 字、6,000 字 以内

- 1) タイトルをお付けください。
- 2) 他誌に未発表のものに限ります。
- 3) 同一会員の掲載は、原則、年 3 回以内とさせていただきます。
- 4) 編集方針によって誤字、脱字の訂正や句読点の挿入等を行う場合があります。また、送り仮名、数字等に手を加えさせていただくことがありますので、ある意図をもって書かれている場合は、その旨を添え書きください。
- 5) ペンネームでの投稿は不可とさせていただきます。
- 6) 送付方法は電子メール又は CD-R、USB メモリ等による郵送（プリントアウトした原稿も添えてください）をお願いします。
- 7) 原稿の採用につきましては、提出された月の翌月に開催する広報委員会で検討させていただきますが、内容によっては、掲載できない場合があります。

【原稿提出先】

山口県医師会事務局総務課内 会報編集係

〒 753-0814 山口市吉敷下東 3-1-1 山口県総合保健会館 5 階

TEL：083-922-2510 FAX：083-922-2527

E-mail：kaihou@yamaguchi.med.or.jp